

令和3年第2回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和3年2月25日(木) 鶴ヶ島市農業交流センター				
開会時刻	午前 9時 55分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
閉会時刻	午前11時 13分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
議長	会長 町田 弘之				
委員の出席状況					
農業委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席	
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二	出席	
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席	
3	比留間 正道	欠席	福島 義博	出席	
4	内野 正子	出席	村野 利文	出席	
5	町田 弘之	出席	岸田 清正	出席	
6	須藤 良春	出席			
7	川鍋 昭人	出席			
8	小川 佐智恵	出席			
9	長谷川 正博	出席			
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況		
			氏名	出欠席	
			平野 強	出席	
			駒場 嘉章	出席	
			戸田 勝利	出席	
議事の日程					
日程第1	議事録署名委員の指名				
日程第2	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見具申について			
日程第3	議案第4号	農用地利用集積計画の決定について			
日程第4	議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について			
日程第5	報告第2号	報告事項について			
日程第6	その他				
議事(担当)		内 容			
	議長	<p>(これより総会の開会)</p> <p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和3年第2回農業委員会総会を開会します。</p>			
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号8番 小川佐智恵 委員</p> <p>議席番号9番 長谷川正博 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>			
日程第2	議長	<p>議案第3号の1番</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>			

事務局

議案書をもとに、説明します。

夫婦はともに理学療法士として千葉県内の医療機関に勤務し、賃貸アパートで2歳になる長男と3人暮らしで、今年4月には第2子が誕生するそうです。

新型コロナウイルスの影響により知人等に頼ることもできず、現在実家に里帰りをしています。

家族で将来設計を話し合う中で、譲受人は三人兄弟の三男であり、実家の両親の老後については長男と二男が面倒を看てくれるとのことから鶴ヶ島市に家を建てる計画を立てました。

計画地は実家にも近く2年前に姉が許可を取った隣接地に計画しました。

今後、両親、姉から育児の協力も期待でき、さらに将来的には姉と協力し、高齢化した両親の面倒を看することも可能になることから申請地を考えたそうです。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

譲受人に、確認した内容を報告します。

夫婦はともに理学療法士で、妻は現在産休中です。家ができるまで当分の間、譲受人は、千葉の病院まで通うそうです。

妻は産休明けには仕事復帰予定とのことでした。

また、2年前に姉夫婦が建てた隣に建てることから両親、姉からの子育ての協力も得られることから計画したそうです。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

譲渡人に、確認した内容を報告します。

長女が建てた隣地に次女の家を建てたいとのことでした。

譲渡人も周辺の農地に影響が一番少ない申請地を選んだそうです。

譲渡人の残る農地が約8,600㎡ほどの農地で栗、露地野菜を栽培し、今後もカインズ、鶴ヶ島直売センターへ出荷していきたいとのことでしたので農地への影響は最小限と思われます。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。

(質疑・意見なし)

議長

特にないので質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長

起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に2番について事務局より、説明をお願いします。

事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は第2種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。</p> <p>譲受人は、県営住宅に妻と子供二人で住んでいます。結婚、そして子供の誕生後、家財道具も増え、現在の間取りでは手狭になり、持家の購入を検討始めました。</p> <p>勤務先や譲受人の実家からの距離などを考慮し藤金地内で探しましたが、建築スペースや駐車スペースを確保することができず購入の条件に合う物件がありませんでした。</p> <p>今回、縁があり申請地に巡り合い、勤務している会社にも近く好条件であるとともに自然にあふれていながらも近隣にも住宅があることや小中学校も比較的近く防犯面でも安心でき、子育てにも最高の状況であると考えました。</p> <p>また、譲受人の実家にも約2kmであることから徒歩でも行き来することができるため、将来に両親が高齢となり生活の手助けが必要となった時にも、容易な状況なことから申請地を考えたそうです。</p>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>譲受人は、子供2人が小学生のため学校の近くで候補地を探し、通勤にも影響がない申請地と巡りあい、今回の申請に至ったそうです。</p>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	<p>譲渡人に、確認した内容を報告します。</p> <p>譲渡人は、川越市にお住まいで畑を3反、田を3反を作付けしているそうです。鶴ヶ島市内には、他に土地は所有していないそうです。</p> <p>譲渡すことについて意思を確認しました。</p>
議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質問	今回の申請地以外の土地はどこまでか。
事務局	今回の申請地を含め譲渡人の所有地を説明。
質問	残りの土地の活用はどのようになるか。
事務局	今後、今回の案件と同じように農地転用申請を考えている模様です。
質問	残りの土地は耕作放棄の心配はないのか。
事務局	農地の適正な管理をお願いしております。
質問	申請地を含め3件予定しているそうですが、場所を確認したい。
事務局	<p>本申請地と隣接する雑種地を合わせて1件、申請地北側の2筆を計画しています。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

	(起立全員)
議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
	次に3番について事務局より、説明をお願いします。
事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は第3種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。
	譲受人は、令和2年9月に結婚し、自動車整備の仕事をしており、現在は川越市の店舗に配属されています。 譲受人の妻は、美容関係の仕事をしており、現在は久喜市の店舗で働いています。 現在は、お互いの仕事の関係上、譲受人は日高市旭ヶ丘の実家に居住し通勤し、妻は行田市大字長野の実家に居住し通勤しています。 譲受人夫婦は新居をかまえたため候補地を探し、その結果、今回の申請地と巡り合いました。 本申請地は、譲受人の勤務先や支店からも比較的近く、また、妻が務めている美容関係の店舗の支店(志木市)にも通勤しやすい環境となります。 申請地は、譲受人の実家からも近く、実姉が住む中新田にも近いことから、将来に申請人の両親の介護等も協力しながら行うこともできることから申請地を考えたそうです。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 譲受人は、令和2年9月に結婚しましたが、現在、仕事の関係上、日高市、行田市のそれぞれ実家に居住しているそうです。 新居を構え独立して生活を始めたいとのことでした。 奥様は結婚を機に志木支店に異動希望を出されているそうです。 今後、電車通勤になりますので駅までも近いことから申請地に家を建てたいとのことでした。 新居を構えるため、申請地は実家にも近く、また、近くに実姉もいることから、将来両親の介護等も協力しながら行うことができる申請地を選んだそうです。
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	確認した内容を報告します。 申請地は相続された土地で、今後も、農地転用が出てくるようです。 譲渡人本人に直接確認するため連絡したが、総会までに間に合わなかった。 そのため実家の母親に連絡を取ったところ、譲渡人は仕事が忙しいらしいとのことでした。 前回の農地転用申請案件は母親に任されていたことから特に問題なく終わった。
議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質問	譲渡人との連絡は、仲介業者がいると思うが、そちらから連絡は着かないか。
推進委員	事務局を通したが連絡が取れていません。

質問	本人に委員が直接連絡が取れない以上、「許可相当」の意見を出すことは出来ないのでは無いか。
議長	法令上に問題が無いか事務局より説明をお願いします。
事務局	本人からの正式な申請書類が提出され、その内容に問題がないことが確認されているため、「許可相当」の意見を出すことは法令上問題は無いと考えています。
議長	本人に委員が直接連絡することが必須要件なのか。 また、本人に委員が直接連絡ができないことで、1カ月延ばすことが法令上、問題は無いのか。
事務局	法令上の問題を含め、お時間を頂き確認を致します。
議長	事務局が法令上の問題を含め確認するため、暫時休憩について意義ありますか。 特にないので暫時休憩とします。 (暫時休憩)
議長	休憩に引き続き会議を開きます。
事務局	確認したところ、委員が直接本人に連絡確認が取れないことを理由に、継続審議を行うことについては、許可申請書の書類等が整っているため、行政手続上、申請された翌日から40日以内に県に進達しなければならないとされていることから、継続審議は時間的に困難です。 今回の案件は行政手続きの問題もありますので、事務局において必ず本人に連絡し、ご報告させていただきます。 今後の対応と致しましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員より連絡をさせて頂くことは、その内容を踏まえ、総会において慎重審議などする上で必要であるので、その旨を譲受人及び譲渡人に対し、理解して頂き、必ず連絡の取れる日時、連絡先を調整していきたいと思えます。
議長	事務局より説明がありましたが、事務局で責任をもって本人に連絡を取り、農業委員及び農地利用最適化推進委員に報告するとのことでした。 また、今後については本人に連絡が取れる形で事務を進めたいとのことでした。
質問	本人に連絡が取れた後、臨時総会を開く考えはあるか。
事務局	本来、総会で意見をお聞きした上で採決するべきかと思いますが、本人に連絡が取れた後、臨時総会開催については、申請書類上問題もないこと、手続上時間的に厳しいこともあり、本人に連絡した旨の内容を事務局より、農業委員及び農地利用最適化推進委員ご報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。
質問	本人に連絡が取れない場合の対応はどのようにするのか。
事務局	申請代理人の協力のもと、本人に連絡が取れるよう進めます。 (他に質疑・意見なし)

	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
	議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しましたが、事務局で譲渡人に連絡した旨の内容を農業委員及び農地利用最適化推進委員へ報告をお願いします。</p>
日程第3	議長	<p>議案第4号の1番 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。</p>
	議長	<p>1番から3番については関連がありますので一括して事務局より、説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書等をもとに説明します。</p> <p>申請地1番から3番については太田ヶ谷地区で農振農用地、第1種農地です。面積は合計4筆で3,059㎡です。</p> <p>平成30年7月1日から令和3年2月28日に利用権設定の期間が終了するため、引き続き農業経営基盤強化促進法の規定に基づき利用権設定する農地です。期間は令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間となっています。</p>
	議長	<p>次に担当する農業委員から、説明をお願いします。</p>
	農業委員	<p>借受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>今回の申請は2回目の継続で、貸付人4名から5筆4,289㎡を借受し作付けしています。</p> <p>全体では経営面積は6,511㎡となっており、今後も農業に従事し行くことを確認しました。</p>
	議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から順次説明をお願いします。</p>
	推進委員	<p>1番の貸付人に、確認した内容を報告します。</p> <p>貸付については良好で、3年後も引き続き借りてほしいとのことでした。</p>
	推進委員	<p>2番の貸付人に、確認した内容を報告します。</p> <p>所有する農地すべては耕作できておらず、自家用の野菜のみだそうです。</p> <p>貸付については良好で、引き続き貸すことについて特に問題がないことを確認いたしました。</p>
	推進委員	<p>3番の貸付人に、確認した内容を報告します。</p> <p>現在約2,000㎡を自作農しており、貸付については良好で、引き続き貸すことについて特に問題がないことを確認いたしました。</p>
	議長	<p>出席委員の質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。 1番から3番を順次、採決を行います。</p> <p>1番について「可」とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「可」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について「可」とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「可」とすることに決定しました。</p> <p>次に3番について「可」とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「可」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>次に4番について事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書等をもとに説明します。 申請地は、借受人の先代から利用権設定し、借り受けていましたが、更新がされていないことがわったため、今回、利用権設定により、賃貸借契約を締結するものです。 設定期間は令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間となっています。</p>
議長	<p>次に担当する農業委員から、説明をお願いします。</p>
農業委員	<p>借受人に、確認した内容を報告します。 先代のお父様が利用権設定していましたが、更新がされていないことから申請に至った。 また、駐車場として使用している部分に砂利もあったことから適正な手続きをするようにお話ししました。</p>
議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>貸付人に、確認した内容を報告します。 借受人のおじい様からの付合があり、先代のお父様と利用権設定していたが、更新をせずにいた。 これからも継続して貸したいので今回の申請に至ったそうです。 貸付人世帯については現在、畑を14筆15,532㎡所有している、今回の1筆を貸付けることを確認いたしました。</p>
事務局	<p>先ほど本申請地の駐車場につきましては、「農業用施設に供する届出」を土地所有者から提出して頂いております。</p>
議長	<p>出席委員の質疑、意見を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>

		<p>(質疑・意見なし)</p> <p>議長 特にないので質疑を終了し、採決を行います。 「可」とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> <p>議長 起立全員のため、「可」とすることに決定しました。</p>
日程第4	議長	<p>議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題と致します。</p> <p>事務局より、説明（報告）をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書等をもとに説明します。</p> <p>令和2年5月16日農業の主たる従事者に該当する方の死亡に伴い、妻により生産緑地指定地の一部を外すため、今回、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」が申請されたものです。</p>
	議長	<p>今回の議案につきましては、特に担当委員からの説明はありません。 出席委員の質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
		<p>(質疑・意見なし)</p>
	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。 「証明書を発行」することに賛成とする委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
	議長	<p>起立全員のため、「証明書を発行」することに決定しました。</p>
日程第5	議長	<p>報告第2号 報告事項についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、説明（報告）をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書をもとに、説明（報告）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 第1回総会における審議案件 農地法第5条の許可案件 1 件 ・農地法第4条の転用届出専決処分 なし ・農地法第5条の転用届出専決処分 1 件 ・諸証明の発行 なし
	議長	<p>各委員からの質疑、意見等を求めます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。</p>

		<p>(起立全員)</p> <p>起立全員のため、「承認」することに決定しました。</p>
日程第6	議長 事務局	<p>その他について説明事項等がありますか。</p> <p>特にありません</p>
議事録の署名	議長 事務局	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p> <p>本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名を求める。 議長、議事録署名委員（3名）が署名する。</p>
閉会	議長	<p>以上をもって、令和3年第2回農業委員会総会を閉会します。</p>